

『日本漢文学研究』第11号 原稿募集

東アジア学術総合研究所 日本漢文教育研究推進室では、下記の要領により『日本漢文学研究』第11号の原稿を募集いたします。

【論文等内容】

- ・ 思想、文学、歴史、芸術など漢文で表現された文化についての研究
- ・ 漢文についての言語学的研究
- ・ 日本漢文についての書誌学的研究
- ・ 漢文教育の過去、現在、未来についての考察と提言
- ・ 漢学塾、漢学者などの社会史的研究
- ・ 漢文文化圏の比較文化研究
- ・ その他

【原稿様式】

1. 投稿原稿

- 1) 投稿原稿は、ワープロ原稿または縦書きの手書き原稿（以下「原稿」という。）とし、1部を“書留”にて提出してください。 ※ 投稿原稿は返却しません。
- 2) ワープロ原稿の場合は、用紙サイズはA4版、1行30字、毎ページ40行、文字は10.5ポイントを用い、400字詰原稿用紙に換算した全体の枚数を第1ページの見やすい箇所に明記してください。

2. 原稿の種類と枚数

- 1) 原稿の種類は、「論文」「研究ノート」「資料紹介」「書評」「その他」とし、投稿原稿に明記してください。
- 2) 論文枚数は、400字詰原稿用紙20枚以上60枚を限度とします。論文以外の原稿については、特に下限を設けませんが、上限は60枚までとします。
- 3) 論文には「投稿者の簡単な紹介」及び「要旨」を添付してください。
なお、「要旨」は、日本語800字程度（別にキーワード5語を指示）、または、英文300語程度（別にキーワード5語を指示）とします。日本語要旨は、編集委員会で英訳のうえ掲載します。（「研究ノート」「資料紹介」「書評」は、「要旨」「キーワード」不要。）

【言語】 日本語 または 英語

【その他】 ・ 投稿資格の制限は、特にありません。
・ 編集委員会による査読を実施します。
・ 投稿ご希望の方は、「原稿作成要領」を請求してください。

【発行】 平成28年 3月 刊行予定

【投稿締切】 平成27年10月1日（木）16時（締切厳守）
※ 予め論文等の題目を、平成27年7月31日（金）までに提出してください。

【提出・問い合わせ先】

二松學舎大学4号館9階 東アジア学術総合研究所 日本漢文教育研究推進室
〒102-0074 東京都千代田区九段南2-4-14
TEL : 03-3261-3535 FAX : 03-3261-3536
E-MAIL : eastasia@nishogakusha-u.ac.jp

『日本漢文学研究』和文原稿投稿要領

(2010.4 改定)

(2013.11 補正)

1. 投稿原稿

- 1) 投稿原稿は、ワープロ原稿または縦書きの手書き原稿(以下「原稿」という。)とし、1部を“書留”にて提出する。投稿原稿は返却しない。
- 2) ワープロ原稿の場合は、用紙サイズはA4版、1行30字、毎ページ40行、文字は10.5ポイントを用い、400字詰原稿用紙に換算した全体の枚数を第1ページの見やすい箇所¹に明記すること。

2. 原稿の種類と枚数

- 1) 原稿の種類は、「論文」「研究ノート」「資料紹介」「書評」「その他」とし、投稿原稿に明記する。
- 2) 論文枚数は、400字詰め20枚以上60枚を限度とする。論文以外の原稿については特に下限を設けないが、上限は60枚を超えないものとする。
- 3) 論文には「投稿者の簡単な紹介」及び「要旨」を添付する。
なお、「要旨」は、日本語800字程度(別にキーワード5語を指示)、または英文300語程度(別にキーワード5語を指示)とする。日本語要旨は編集委員会で英訳のうえ掲載する。
(「研究ノート」「資料紹介」「書評」は、「要旨」「キーワード」不要。)

3. 体裁・表記

- 1) 「注」は、アラビア数字の通し番号とし、論文等の文末に置く。「引用文献」も注の一部として、編著者名・掲載書(誌)名・発行年・出版地・出版元・頁数を明記する。
- 2) 「表記」は、特別な事情がある場合を除き、常用漢字体・現代仮名づかいとする。
- 3) 引用する漢文への“返り点”“送り仮名”は、つけない。
ただし、研究の性格上必要な場合はこの限りではない。
- 4) 図表・画像などは、鮮明なものとし、挿入箇所を指定のうえ、原稿ファイルとは別に提出する。その掲載サイズは、編集委員会に一任する。

4. 掲載決定

原稿は編集委員会において審査し、掲載が決定したときは、マイクロソフト・ワード、あるいはリッチテキストファイルのデジタルファイルとして再提出する。

提出方法は、電子メールの添付ファイルまたはFD・CDなどのデジタルディスクとする。

5. 校正

執筆者校正は、初稿のみとし、誤植などの最小限の訂正に限る。

6. 抜刷

執筆者には、掲載論文誌5部、抜刷30部を進呈する。ただし、抜刷の追加を希望する場合は、事前の申出を必要とし、実費を徴収する。

以上

『日本漢文学研究』掲載論文等の著作権について

(2012.4 改定)

(2013.11 補正)

1. 本誌に掲載された論文等の全ての著作物の著作権は、原則として二松学舎大学東アジア学術総合研究所日本漢文教育研究推進室（将来本推進室を継承する組織を含む。以下同じ。）に帰属する。
2. 前項のうち、著作者が、自著の論文等を私的利用の範囲を超えて複製・転載等を行うことは自由である。
ただし、著作者は、その旨を本推進室に書面にて通知し、かつ複製物及び転載先等に出典として本誌名・号を明記しなければならない。
また複製物・転載誌等を本推進室に寄贈するものとする。
3. 本推進室が、著作物を本誌またはデジタル化以外に印刷等するときは、本誌を通じ、あるいは個別に著作者にその旨連絡し、必要に応じて協議により措置するものとする。
4. 著作権に関する問題処理は、著作者の責任において処理するものとする。

以上